

大雨への備えについて

「さいたま市内水ハザードマップ」について

下水道（雨水管）の排水能力を超える大雨が降ると、下水道から水があふれることなどによる内水はん濫が発生します。このマップは、内水はん濫によって想定される浸水区域や浸水深、避難などに役立つ情報等をまとめたものです。水害に対する日頃の備えや避難の際に役立てていただくなど、市民の皆さんの自助・共助の促進を目的として作成しました。

このマップは、各区役所情報公開コーナー等にて配布しています。

市ホームページでご確認いただけます。

さいたま市 内水ハザードマップ

検索



詳しくはこちらから



▲情報面（表紙）



▲地図面（拡大図）

「さいたま市水位情報システム」について

さいたま市水位情報システムでは、市内の河川、道路、下水道で観測している水位情報やカメラ画像を確認することができます。

大雨時などの情報収集にご活用ください。

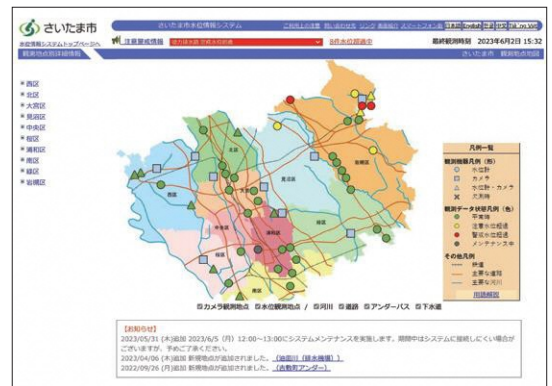
市ホームページでご確認いただけます。

さいたま市 水位情報システム

検索



詳しくはこちらから



▲システム画面

問合せ

内水ハザードマップについて

下水道計画課 TEL 829・1566 FAX 829・1975

水位情報システムについて

河川課 TEL 829・1585 FAX 829・1988

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽の定期水質検査の受検は管理者の義務です

浄化槽を使用する場合には、**年1回の水質検査の受検**が法律により義務付けられています。また、「定期水質検査」の他に、「**保守点検**」と「**清掃**」が法律により義務付けられています。「定期水質検査」、「保守点検」、「清掃」どれか1つでも欠けると浄化槽の機能が十分に発揮されませんので3つ全て実施しましょう。

定期水質検査の受検料 10人槽以下（家庭用浄化槽） 5,000円

定期水質検査は、次の知事指定検査機関に直接申し込んでください。

申込先 埼玉県知事指定検査機関（一社）埼玉県環境検査研究協会

TEL 048・778・8700



▲浄化槽外観の例

浄化槽の使用を止めた場合には届出が必要です

下水道に接続するなどして、浄化槽の使用を止めた場合には「**浄化槽使用廃止届出書**」の提出が必要です。その他にも、浄化槽の管理者に変更があった場合や浄化槽の使用を一時中止する際などにも各種届出が必要となります。

詳しくは環境対策課までお気軽にお問い合わせください。



▲各種様式はこちらから

問合せ 環境対策課 TEL 829・1331 FAX 829・1991

さいたま市 浄化槽の設置・使用開始・廃止

検索